

○議長（小林哲雄）

日程第 10 議案第 10 号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、開成町立幼稚園の保育料について、同法第 27 条第 3 項第 2 号の規定により政令で定める額を上限とするため、開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

それでは、朗読させていただきます。

議案第 10 号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出、開成町長、府川裕一。

1 ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例。

開成町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和 44 年開成町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前でございますが、保育料等の額といたしまして、第 2 条、保育料等の額は次のとおりとする。第 1 号でございますが、保育料月額 5,500 円、こちらを改正後でございますが、第 1 号、保育料、次に掲げる額のいずれか少ない額、アといたしまして、月額 5,500 円。イ、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号の規定により、政令で定める額と改正をしたいと考えてございます。

説明をさせていただきます。子ども・子育て支援法が、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。現時点では定められておりませんが、今後必要な政令が定められる見込みでございます。政令の内容といたしましては、利用者負担の上限額基準、わかりやすく言いますと幼稚園の保育料でございますけれども、こちらが定められます。教育標準時間認定の子ども、幼稚園の子どもになりますけれども、の保育料について、所得に基づく階層制を採用しなさいということになりました。これらを反映するために、町条例を改正させていただくものでございます。

内容の概略といたしましては、現在の町条例による保育料よりも低廉な保育料の区分

ができること、及び他の解釈が追加になったことによります。

まず、所得によります階層の関係でございますけれども、所得によりまして、保育料が異なるということになります。この保育料は、国が基準として定めまして、この基準を超えられないということになってまいります。3種類の区分ができます。生活保護世帯の基準、市町村民税非課税世帯の基準、市町村民税課税世帯の基準ということになります。生活保護世帯につきましては、保育料が無料ということになります。市町村民税非課税世帯につきましては、原則3,000円というものです。ただし、ひとり親世帯ですとか、在宅障害児者のいる世帯については無料ということになります。この二つの階層、生活保護世帯と市町村民税非課税世帯が、今現在、5,500円よりも低廉になるというものでございます。

市町村民税課税世帯につきましては、その所得によりまして、1万6,000円以上ということになります。

もう一つの変更点が、多子軽減の導入というものでございます。小学校3年生以下の範囲におきまして、最年長の子どもから順番に二人目の子どもについては、国が定める上限額基準の半額、3人目以降は無料とするものでございます。これらをあわせますと、保育料につきましては、生活保護世帯につきましては、常に無料ということになります。市町村民税非課税世帯につきましては、例えば、幼稚園に二人、年子でお子さんがいられた場合には、一人目は3,000円、二人目は半額の1,500円ということになります。

市町村民税課税世帯につきましては、国の上限額基準が、先ほど申しました1万6,000円以上ということになりますけれども、開成町は5,500円ということになります。町の保育料が、国の基準額の半分以下になります。1万6,100円が、国が定める上限額基準でございまして、二人目につきましては、半額になるよと、先ほど私申しましたけれども、半額が8,050円と、1万6,100円の2分の1、8,050円になりますけれども、この8,050円が、開成町の5,500円よりも高いものになりますので、二人目につきましては、開成町におきましては、5,500円ということになります。ただ、三人目につきましては、無料ということになります。

このように27年4月1日から法が施行されることが決まったわけでございますけれども、先ほど申しましたように、政令がまだできていない状態でございます。そういう状況下におきまして、条例に反映しなければいけないということで、非常にわかりにくい表現にはなってございますけれども、これらの変更を盛り込んだ条例の改正として提案させていただいております。ご理解をよろしくお願いいたします。

附則でございまして、施行期日、第1項、この条例は平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。これは子ども・子育て支援法の施行日と同一でございまして。

第2項、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は、施行日に属する月以後の保育料から適用し、施行日の属する月の前月までの保育料については、なお従前の例によるというものでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

8 番、山田貴弘議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。このたびの条例改正についての内容については理解しているところですが、いろいろな条件を積み重ねて、金額が変わっていくという説明の中で、事務的の部分の話になっちゃうんですが、結構大変ではないかなという部分で、施行日が4月1日ということで、来年度の幼児に対しては適用してくるとなると、片方、法律の部分では、まだなっていないという見切り発車みたいな部分が必要でないのかなというので、保護者の方に周知がどの程度、これを制定することによって、周知が徹底されているのか。一番の問題は、混乱が起きてはいけないと思うので、そこら辺、配慮をどのようにしているのか、今後していくのか。恐らく条例が制定されていないので、していくという話になると思うんですが、そこら辺、どのような対処法をとっているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ありがとうございます。27年度の新園児を募集するときに、どうやって募集したらいいのかなというところは正直ございました。どのような形で行ったかと申しますと、5,500円という金額を出させていただいて、なお、その後、変更になる可能性はありますというような含みを持たせた中で募集させていただいております。ですから、今現在におきまして、通常であれば、5,500円ではないのかなというふうには認識していただいていると思うんですけれども、国がこういうことを示しましたので、一番最初に保育料をいただくのは4月末になりますので、それまでの間に周知をしていくと。

議員が心配いただいたように、いろいろな場合がございますし、人的なものもございますけれども、これは周知をさせていただく中で対応していかなければならないことだと思いますので、混乱がないようにやっていきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。ぜひそこら辺は周知徹底をしてもらいたい。5,500円の基準の中で、下がる人というのは、割かし文句が出ないと思うのですが、上がる部分あわない、そういう部分では問題ないと解釈しますので、ぜひ周知徹底、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。私も関連ですが、この周知の方法というのが肝要かなと思います。支援法が新しくなるということで、大変ここの設定の仕方が難しかったのではないかなと、ご苦労されたのではないかなと思いますが、新しく募集をかけるときに、周知しますよということでありますが、現在、入っておられる子どもさんたちについても、同じような形で周知を進めていくという形でよろしい。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

どうもありがとうございます。この改正は、今入っている年少のお子さんが年長になるわけですが、そのお子さんとこれから入ってくるお子さんに両方適用になりますので、同じような形でやっていきますけれども、混乱がないようにやることは間違いないのですが、一番早くてできるのは、4月1日以降ということになりますので、園を通して、あるいは直接周知するという形、あるいは広報に載せるという形、いろいろあるかと思いますけれども、山田議員にご指摘いただいたように、上限が5, 500円ということで、今の保育料より高くなるものはない状況でございますけれども、低廉になれば歓迎されるんだと思うんですけれども、混乱がないように、今いる子、これから来る子、ともに十分注視していきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

私も若干危惧した部分が、2人目が2分の1になるんだよと誤解しちゃうと、5, 500円だから2, 750円じゃないのということがまずあったんです。というのは、国の均等価格の2分の1というところが大事なことで、1万6, 500円だとすると、8, 250円を超えていなければ、2分の1にならないよということですから、開成町は、第一子も5, 500円、第二子も5, 500円のやつ。

ただし、多子軽減がありまして、3年生を一番の頭にしたら、3番目が年少さんに入ってきたときに、そこは無料になるというところが、一番開成町としてやっておくところなんです。それは住基を調べましたところ、6名ほどいる予定です。ですから、若干名なので、その辺については詳しく説明をしながら、4月の納付期に、引き落としをするときに、問題のないようにぜひやっていきたいのですが、先ほどから説明しているように、子ども・子育て支援法は、4月1日にきちんと出てくれば、そこでぱっといいんですけれども、そこはちょっと今、曖昧なところなので、一番わかりにくいところは、親御さんが2人目は2分の1だよというところをきちんとやっておかないと、何で開成町は5, 500円、2人目とるんだよという、そこはきちんと理解させなきゃいけないなという、そこは山田議員のおっしゃるとおり、上がっているんじゃないのと言われちゃうので、そこのところの説明はしっかりしていきたいと思っています。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

少し言葉を足したほうがいいかなと思ひまして、お話しさせていただきますけれども、先ほど十分周知させていただくとお話しさせていただきましたけれども、正直、今回は非常に申しわけないなというところもあるんですけれども、まだ、法が通っただけで、政令ができていない。下手をすれば、政令が変わってしまうというのがありますので、なかなか表現できないのですけれども、4月1日以降になれば、はっきり決まります。ですから、その際の周知には、目で見てわかるように、図に書くとか、例示をするとか、そういう形をとりながら、混乱を避けたいと思っています。ちょっと足りませんでしたので、出させていただきます。

○議長（小林哲雄）

ちょっと教育長にお願いがあります。先ほど、年少さんの無料が6人と言ったのですが、その後、そこで二人で会話が合ったのですが、議事録上、教育長の発言として残らない可能性もありますので、もう一度、その辺、はっきりとお願いいたします。

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

この制度の導入に際しまして、今現在、申込書等をいただいておりますので、その申込書を見れば、そのお子さんがどういうお子さんなのか、第一子なのか、第二子、第三子とか、あと家庭の状況もある程度わかりますので、そちらで確認をさせていただきました。27年4月に、開成幼稚園に入られるお子さんのうちに、第三子というのが3名いらっしゃいました。ですから、その第三子、3名の方につきましては、保育料は無料という形で周知をさせていただくようになるのかなと思っております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第10号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。